

## 第26回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和元年8月20日(火)午後1時50分  
閉 会 令和元年8月20日(火)午後2時35分  
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

### 2 会議録署名委員

- 18番 松村良夫委員      19番 市川耕作委員  
17番 石坂脩委員(会長)

### 3 出席委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 朝倉泰則委員  | 2番 千金楽千詠委員 |
| 3番 田中繁委員   | 4番 榎本重雄委員  |
| 5番 志水清隆委員  | 6番 戸塚孝委員   |
| 7番 川辺初太郎委員 | 8番 都築一委員   |
| 9番 菊池伸明委員  | 10番 小林茂委員  |
| 11番 平田佳子委員 | 12番 澤井泰造委員 |
|            | 14番 伊藤久夫委員 |
| 15番 筒井敏彦委員 | 16番 河内邦男委員 |
| 17番 石坂脩委員  | 18番 松村良夫委員 |
| 19番 市川耕作委員 | 20番 小牧直子委員 |

### 4 欠席委員

- 13番 田中仁志委員

### 5 議 長

- 17番 石坂脩委員(会長)

### 6 事務局(説明員)

- 小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移転届出について  
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について
- 8 第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 9 その他
  - (1) 8月度の活動報告について
  - (2) 次回の総会開催日
  - (3) その他

午後1時50分開会

○議長（石阪委員） 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第26回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、13番田中仁志委員さんから体調不良のため、欠席との連絡が入っております。

出席者は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、18番、松村委員さん、19番、市川委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、552平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年7月22日、転用の目的は長屋住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、8月16日に現地確認をしてきました。現地は重機等が入って整地が進んでいました。これとって問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利異動届出について」を議題と

します。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は立川市幸町〇の〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、府中町〇の〇の〇、245平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年7月29日、転用の目的は建売住宅2棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、当該地は市民農園として貸出していましたが、ここで返してもらうことになり、8月いっぱい利用者で作っていた物を収穫してもらい、9月から工事に入るとのことです。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、被申出者とも白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、買取り申出地は小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、紅葉丘〇の〇の〇、〇〇の合計6筆、田と畑を合わせて、2,082平方メートルで、〇〇氏の故障による申出でございます。

なお、本件は先月の農業委員会総会で、小柳町の4筆の主たる従事者証明を発行したところですが、生産緑地の買取り申請の段階で紅葉丘の分を加えてほしいとの強い要望が本人からありまして、小柳町の4筆の主たる従事者証明を取り下げ、紅葉丘を加えた申請が新たに提出されたものでございます。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇、清水が丘〇の〇〇の〇〇、〇〇の

合計4筆、田と雑種地を合わせて、850.08平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんをお願いしております。

7、8ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、戸塚委員さん如何でしょうか。

○委員（戸塚委員） はい、現地を見てきました。実際本人が動けないということで草が生えていまして、やむを得ないと思います。

○議長（石坂委員） はい、第2項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、現地はゴーヤとネギが栽培されていまして、それ以外はトラクターで耕してありました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成28年8月4日から令和元年8月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇の〇、畑、2,444.01平方メートル。

第2項、次の者が平成28年8月18日から令和元年8月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇の〇、〇、日新町〇の〇〇の〇〇から〇〇の合計7筆、田、1,486.44平方メートル。

2から4ページは馬場氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんにお

願っています。

6 から 8 ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

9、10 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、戸塚委員さん如何でしょうか。

○委員（戸塚委員） はい、現地は草一本なく良好に作付けされていきました。何の問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、17日に現地を見てきました。〇丁目の方は野菜を作った後トラクターでうなっていました。日新町の方は稲が植えてあり問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は、証明することといたします。

次に、「第5号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定申請の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を認定するものであります。

2 ページの第1項、別記をごらんください。

1の申請者の氏名等は、使用借り人が南町〇の〇〇の〇、〇〇〇、使用貸し人が矢崎町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、是政〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、畑、528平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の存続期間は令和元年9月1日から令和4年8月31日までの3年間。

3の使用借り人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計3,970平方メートル。

4の権利を取得した後の農地の状況は、合計4,498平方メートル。

3ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査については、2の認

定要件の予備審査の項目1から4が該当し、項目1と2は、5ページの認定申請書の事業計画の3都市農地における耕作の事業の内容のイ。項目3は、7ページの一番下の6周辺地域との関係。項目4は、6ページの5の1申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況及び7ページの5の2申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況で、それぞれ確認し、適としています。

8ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしております。

9ページに移りまして、第2項、別記、1の申請者の氏名等は、賃借人が新宿区西新宿〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、賃貸人が緑町〇の〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、緑町〇の〇〇の〇〇、畑、894平方メートル。権利の種類は賃借権、権利の存続期間は令和元年9月1日から令和4年3月31日までの2年7か月間。

3の賃借人が所有権等を有する農地の状況は20万平方メートル。

4の権利を取得した後の農地の状況は、20万894平方メートル。

10ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査については、企業等が借りる場合は全ての項目が対象となり、項目1は、12ページの認定申請書の事業計画の3都市農地における耕作の事業の内容のロの括弧1と20ページの事業計画書。項目2は、同じく事業計画の3の記載内容。項目3は、14ページの一番下の6周辺地域との関係。項目4は、13ページの5の1申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況及び14ページの5の2申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況。項目5は、17ページの土地賃貸借契約書の第6条。項目6は、15ページの事業計画7地域との役割分担の状況。項目7は、その下の8その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画でそれぞれ確認し、適としています。

21ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、8月16日に現地を確認しました。現地はトラクターが入り草一本生えておらずきれいに耕作されていました。何の問題もありません。

○議長（石阪委員） ○○さんと○○○さんは姻戚関係とか何か関係がるのでしょうか。

○事務局（加藤主査） はい、関係については分かりませんが、間にマインズ農協が入って貸借関係が成立しました。

○議長（石阪委員） 農協が入っているのですね。次に、第2項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、ブルーベリーを作るということで、これから準備をすると思いますが、農地については何の問題もありません。

○議長（石阪委員） ここはブルーベリーの収穫だけですか。

○委員（菊池委員） 事業計画書を読みますと開設者は適切な農地管理と運営を行い、所有者は年間40日以上の内を見回り、必要に応じ除草等の作業を行うとなっているので、年間を通して肥培管理を行うことになると思われま

○議長（石阪委員） 収益性はどうか。

○委員（菊池委員） 2、3年の苗木ですと収穫するのが3年後になりますので、最初に収益を上げるのは難しいと思われま

○議長（石阪委員） 他にご意見等ございますか。

○委員（澤井委員） はい、確認ですが使用貸借権と賃借権はどう違うのですか。

○事務局（加藤主査） はい、賃借の方は賃借料が発生しますが、使用貸借の方は賃借料が発生しませんが、賃借の場合より貸す側の権利が貸す側の意向だけで契約が解除できるなどより強くなります。

○委員（田中繁委員） はい、2項で○○○○○○○が20万平方メートルの農地を借りていることになっていますが、場所は分かりますか。

○事務局（加藤主査） はい、これは○○○○○○○が市民農園として借りて全国展開している面積がこの程度ということから記載していますが、具体的な場所は把握していません。

○議長（石阪委員） 他にご意見等ございますか。（…）

ご意見等がないようですので、本件は認定することといたします。

次に、「第6号議題 府中都市計画、生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため、公園緑地課職員の方が出席していますので、早速説明をお願いします。

○公園緑地課（須田課長補佐） はい、改めまして、皆さんこんにちは。生産緑地事務局の課長補佐の須田と申します。よろしく申し上げます。日頃生産緑地の業務にご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、生産緑地追加指定の現地調査にご協力をいただきありがとうございます。

本日は、追加指定を含む生産緑地変更案を担当係長よりご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○公園緑地課（宮本係長） はい、それでは、第6号議題「府中都市計画生産緑地区に係る都市計画の変更」につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除及び追加指定をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受付、令和元年7月9日に農業委員会土地利用部会の皆様に現地調査をお願いし、令和元年7月29日には、農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

削除については、昨年11月から本年3月末までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、9月上旬に東京都協議の手続き、その後公告・縦覧を行い、本年11月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約95.55ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは8件で、面積は約12,040平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは5件で、面積は約2,480平方メートルになります。

続きまして、3ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

下段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、449件から445件で4件の減となります。

面積は約96.50ヘクタールから約95.55ヘクタールとなり、約0.95ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、担当より計画図にてご説明いたします。

はじめに、4ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央をご覧ください。番号16、地区名、朝日町地区。北の原公園の東側、朝日保育所の北側に位置し、平成30年12月26日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,000平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。はじめに、右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。

図面中央をご覧ください。番号143、地区名、小柳町地区。多磨霊園駅の東側、白糸台文化センターの南西側に位置し、地区の一部、約200平方メートルを追加するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号197、地区名、若松町地区。都道248号線新小金井街道の東側、都立浅間山公園の南側に位置し、社会福祉法による社会福祉事業として公共施設が設置され、平成31年3月7日に事業が完了したことから、地区の全部、約2,120平方メートルを削除

するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号232、地区名、府中町地区。桶久保公園の東側、三本木保育所の南西側に位置し、地区の一部、約280平方メートルを追加するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面左側をご覧ください。番号254、地区名、是政地区。東京競馬場の東側、中央自動車道の北側に位置し、平成30年12月10日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,670平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右側をご覧ください。番号260、地区名、是政地区。府中百合第二幼稚園の西側、府中第八小学校の北側に位置し、平成31年3月7日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約980平方メートルを削除するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号611、地区名、南町。東京都水道局府中南町浄水所の東側、郷土の森博物館の北側に位置し、地区の全部、約380平方メートルを追加するものです。

続きまして、10ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号373、地区名、分梅町地区。都道鎌倉街道の西側、中央自動車道の北側に位置し、平成30年12月20日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、2,010平方メートルを削除するものです。

続きまして、11ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号383、地区名、住吉町地区、住吉町第3公園の北東側、中央自動車道の南側に位置し、地区の一部、約680㎡を追加するものです。

続きまして、12ページをご覧ください。はじめに、図面中央右側をご覧ください。番号436、地区名、四谷地区。三屋通りの西側、府中3・4・3号線主要地方道20号の北東側に位置し、平成31年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,230平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央左側をご覧ください。番号445、地区名、四谷地区。府中3・4・3号線主要地方道20号の北西側、四谷西公園の南側に位置し、平成30年11月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,720平方メートルを削除するものです。

続きまして、13ページをご覧ください。図面中央右側をご覧ください。番号439、地区名、四谷地区。四谷体育館の南西側、四谷さくら公園の北側に位置し、平成31年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,310平方メートルを削除するものです。

続きまして、14ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号455、地区名、日新町。くすのき通りの東側、日新第2庭球場の北西側に位置し、地区の一部、約940㎡を追加するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご意見等ございますか。

○委員（戸塚委員） はい、この中で買取り申請により買取った場所はありますか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、8ページの是政地区、番号254になりますが、こちらを市で買取りをさせていただきました。

○委員（河内委員） 目的は何でしょうか。代替え用地ですか。

○公園緑地課（須田課長補佐） こちらは保育所の移転用地ということで購入したと聞いております。

○委員（河内委員） 分かりました。

○議長（石坂委員） 他にありますか。

○委員（田中繁委員） 8ページと10ページの地区番号254と373関係ですが、従来ですと別の団地になると思いますが、法改正に伴い一団地になるということではよろしいのですか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、そうです。今後特定生産緑地の指定が始まりますので、なるべく同じ番号にしておき、混乱を防ぎたいとも考えています。

○委員（田中繁委員） 別件になりますが、府中市には旧法の生産緑地が現在ありますか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、府中市にはありません。

○委員（田中繁委員） ないのですね。分かりました。

○議長（石坂委員） 公園緑地課の皆さん、特定生産緑地については、これからよろしくお願いたします。よろしいですか。（…）

それでは、本件については了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員の方が退席しますので、少しお待ちください。

(公園緑地課職員退席)

○議長(石阪委員) それでは、9「その他」に入ります。

(1)「8月度活動報告について」及び(2)「次回の総会開催日」を事務局からお願いします。

○事務局(佐伯事務職員) それでは、8月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が7月23日に開催され、農地法4条の届出が2件、農地法5条の届出が3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が5件、その他を審議していただきました。

25、26日には、農業委員会職員研修会が東京都農業会議で開催され、当日は農地法の概要等の研修があり事務局が出席しました。

8月に入りまして8日には、北多摩地区の農業委員さんの研修会が府中の生涯学習センターで開催され、当日は農地関係法等の研修があり、委員さん13名と事務局が参加いたしました。暑さの大変厳しい中ありがとうございました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが9月は27日、金曜日、午後4時から、北庁舎第3会議室で開催させていただきますので、ご出席をお願いいたします。また、10月の総会開催日は25日、金曜日を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(石阪委員) 次に、(3)の「その他」に入ります。

委員さんから何かありますか。(…)

なければ、事務局からありますか。

○事務局(加藤主査) はい、会長、7月に令和元年度府中市梨立毛品評会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

令和元年度府中市梨立毛品評会入賞者一覧表をご覧ください。

品評会は、府中市果実生産出荷組合さんのご協力のもと開催いたしました。下見といたしまして7月20日に12園まわり、その内6園を本見、本審査ということで、7月23日に回り品評会を行いました。

審査結果につきましては、最優秀賞を戸井田喜良さんが受賞されまして、以下優秀賞、優良賞等記載のとおりでございます。審査員は記載の3名の方をお願いいたしました。以上でございます。

○議長(石阪委員) はい、他にございますか。(…)

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第26回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時35分閉会